

山口県報

令和 2 年
7 月 28 日
(火曜日)

目 次

- 公告
- 令和 2 年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………1
- 県営黒湯地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定（農村整備課）……………三
- 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案の縦覧（都市計画課）……………三



（二六二）令和 2 年度山口県補正予算の要領の公表
令和 2 年 6 月 山口県議会定例会で議決された令和 2 年度山口県補正予算の要領は、
のとおりです。

令和 2 年 7 月 28 日

山口県知事 林 隆 雄 政

令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度山口県の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 216,003,745 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,011,643,743 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（一時借入金の補正）

第 3 条 一時借入金の借入れの最高額に、200,000,000 千円を追加し、一時借入金の借
入れの最高額を 400,000,000 千円とする。

第 1 表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
2 地方消費税清算金		1 地方消費税清算金	△1,466,000	62,081,000	60,615,000
9 国庫支出金		1 国庫負担金	30,443,419	87,494,531	117,937,950
		2 国庫補助金	43,705	34,674,396	34,718,101
		3 委託金	30,274,010	50,656,699	80,930,709
11 寄付金		1 寄付金	125,704	2,163,436	2,289,140
		2 寄付金	50,000	21,807	71,807
		3 寄付金	50,000	21,807	71,807
12 繰入金		1 繰入金	50,000	21,807	71,807
		2 基金繰入金	5,586,603	21,702,408	27,289,011
		3 基金繰入金	5,586,603	15,212,191	20,798,794
13 繰越金		1 繰越金	4,257,000	0	4,257,000
		2 繰越金	4,257,000	0	4,257,000
14 諸収入		1 貸付金元利収入	177,132,723	160,512,508	337,645,231
		2 貸付金元利収入	177,115,694	155,396,366	332,512,060
		3 雑収入	17,029	3,601,345	3,618,374
歳入		合 計	216,003,745	795,639,998	1,011,643,743
歳出		項	補正額	補正前の額	計
2 総務費		1 総務管理費	776,057	32,161,258	32,937,315
		2 企画調整費	298,957	14,531,365	14,830,322
		3 徴収費	452,100	8,240,893	8,692,993
		4 徴収費	25,000	5,453,381	5,478,381
		5 徴収費	8,784,272	98,342,851	107,127,123
		6 徴収費	7,633,045	76,049,256	83,682,301
		7 徴収費	1,151,227	21,210,197	22,361,424

6 地方消費税交 6 地方消費税交 付金
 △715,000 31,324,000 30,609,000

歳 出 合 計 216,003,745 795,639,998 1,011,643,743

第2表 債務負担行為補正
 変 更

事 項	正 前		正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
/ 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る金融機関に対する利子補給 1 令和2年度から令和5年度まで 2 令和2年度から令和5年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の融資の総額は、160,000,000千円とする。 (2) 金融機関に補給する利子額は、対する利子とする額とする。	令和2年度から令和5年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の融資の総額は、400,000,000千円とする。 (2) 金融機関に補給する利子額は、対する利子とする額とする。	令和2年度から令和5年度まで
2 経営安定支援資金(経営山)に証補協会に對する損失補償 令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に於て貸付けを行う資金(総)に於ける損失の70%に相当する額	令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に於て貸付けを行う資金(総)に於ける損失の70%に相当する額	令和2年度から令和12年度まで
3 経営安定支援資金(新)に証協会に對する損失補償 令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に於て貸付けを行う資金(総)に於ける損失の70%に相当する額	令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に於て貸付けを行う資金(総)に於ける損失の70%に相当する額	令和2年度から令和12年度まで

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

4 衛生費	13,803,281	23,139,931	36,943,212
1 公衆衛生費	6,718,014	9,806,361	16,524,375
4 環境衛生費	10,000	2,556,766	2,566,766
7 保健所費	29,290	2,151,060	2,180,350
8 医薬費	7,045,977	6,816,508	13,862,485
2 職業能力開発費	80,822	2,603,885	2,684,707
3 失業対策費	37,897	1,366,407	1,404,304
6 農林水産業費	42,925	407,249	450,174
1 農業費	1,009,623	36,594,170	37,603,793
2 畜産業費	786,400	10,705,079	11,491,479
3 農地業費	53,957	399,155	453,112
4 林業業費	22,091	12,228,292	12,250,383
5 水産業業費	20,000	6,857,913	6,877,913
7 商工業費	127,175	6,403,731	6,530,906
1 商業業費	182,487,109	161,847,233	344,334,342
2 工業業費	331,547	3,665,247	3,996,794
3 観光費	180,225,738	157,412,698	337,638,436
10 教育費	1,929,824	769,288	2,699,112
1 教育総務費	6,271,581	138,706,030	144,977,611
2 小学校校費	5,064,398	19,620,111	24,684,509
3 中学校校費	375,871	41,244,977	41,620,848
4 高等学校校費	187,280	25,715,283	25,902,563
7 特別支援学校費	226,267	25,081,901	25,308,168
8 社会教育費	93,227	12,484,258	12,577,485
9 保健体育費	10,000	1,601,978	1,611,978
10 大学学費	37,879	589,273	627,152
11 学事費	19,094	2,265,078	2,284,172
12 公債費	257,565	10,103,171	10,360,736
13 諸支出金	0	90,931,779	90,931,779
1 地方消費税清算金	0	90,931,779	90,931,779
	2,791,000	88,511,000	91,302,000
	3,506,000	53,190,000	56,696,000

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,491,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2国庫支出金	2国庫補助金	157,500	36,260,665	36,418,165
歳入	歳出	157,500	11,752,281	11,909,781
合計	合計	157,500	144,334,107	144,491,607
9保健事業費	1保健事業費	157,500	17,500	175,000
合計	合計	157,500	17,500	175,000
合計	合計	157,500	144,334,107	144,491,607

(一六二) 県営黒湯地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営黒湯地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和二年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
山口市秋穂西字四ノ巻二五三三	田	一、九九六
〃 〃 字六ノ三 二七〇五の一	〃	一、二一八
〃 〃 字七ノ巻二七二七の一	〃	一、八二八

(一六三) 宇部都市計画及び山口市計画下水道の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計

画及び山口市計画下水道を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画及び山口市計画下水道の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画及び山口市計画下水道宇部市、山口市公共下水道
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波
- 三 変更の内容
施設の位置及び区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和二年七月二十八日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課、宇部市都市整備部都市計画・住宅課及び山口市都市整備部都市計画課

令和二年七月二十八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁